

補助事業の適正な取扱いについて

ここ数年、県・市町村は、新型コロナウイルス感染症関連事業や事業所職員等の処遇改善に要する事業などで多くの補助金を事業者に交付していますが、取扱いが適正ではない事業者が散見されることから、適正に行うように留意してください。

特に留意してほしい点（個別の事項は各補助事業の補助金交付要綱参照）

- ・ 他の補助金との対象経費の重複（**補助金の二重取り**）はできないものであること。
- ・ 請求書や領収書のあて先は、**法人名または事業所名**となるものであること。
- ・ **実績報告書**提出が定められている場合は、期日までに提出すること。
- ・ 補助事業に関する書類を、事業年度の翌年度から**5年間保管**しておくこと。
- ・ **単価30万円以上の機械、器具**及びその他の財産については、処分制限年数（おおむね耐用年数）を経過するまで、補助金交付者の事前承認なしに処分できないものであること。
- ・ **消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書**を、遅くとも補助事業完了年度の翌々年度の指定された日（6月30日、5月末日等補助金によって異なる）までに、補助金交付者に提出すること。

※ 消費税（国税）関係のため、詳細は税理士や税務署に確認をしてください。

これらに反する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」違反となり、補助金返還を命じることになります。また、悪質なケースと認定された場合は刑事罰の対象となります。十分注意してください。